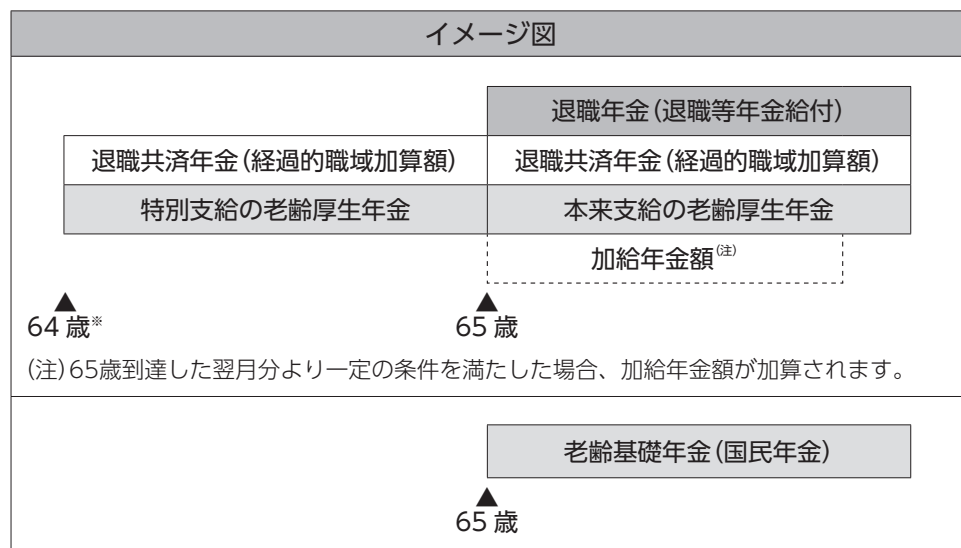


老齡厚生年金の 請求手続きについて

組合員の皆さまが受給されることとなる「老齡厚生年金」は請求書等をご提出いただくことで、支給開始となります。

そこで、3月号では、今年度末に定年退職の方を例に、請求手続きについて説明します。

◆請求手続きのイメージ



● 特別支給の老齡厚生年金

- 1 64歳の誕生日の2～3カ月前を目安に共済組合等から請求書等をご自宅に郵送いたします。
※次ページ「特別支給の老齡厚生年金の支給開始スケジュール」を参考に、ご自身の支給開始年齢に置き換えてください。
- 2 請求書のご記入および提出書類をご準備のうえ、必ず誕生日以降に共済組合等へご提出ください。詳細につきましては、お送りいたします案内をご覧ください。
- 3 共済組合等に請求書が到着後、書類の確認等を行い、支給開始となります。
- 4 年金が決定した際には、「年金証書」等をご自宅に郵送いたしますので、無くさないよう保管してください。

● 本来支給の老齡厚生年金

- 1 65歳の誕生日の2～3カ月前を目安に共済組合等から請求書等をご自宅に郵送いたしますので、特別支給の老齡厚生年金と同様の手順で手続きを行ってください。

- 「退職共済年金(経過的職域加算額)」については、「老齡厚生年金」の請求手続きと兼ねております。
- 公務員期間のみの方については、「老齡基礎年金(国民年金)」の請求書類も郵送いたします。
※退職後の再任用等により、厚生年金加入になる方や国民年金に加入された方は除きます。
- 「退職年金(退職等年金給付)」にかかる請求書類については、「本来支給の老齡厚生年金」の請求書類と併せて郵送いたします。

◆特別支給の老齢厚生年金の支給開始スケジュール

●一般組合員

| 生年月日 | 支給開始年齢 |
|---------------------|--------|
| 昭和32年4月2日～昭和34年4月1日 | 63歳 |
| 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 | 64歳 |
| 昭和36年4月2日以後 | 65歳 |



●特定消防組合員

※消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上当該消防職員として在職していた組合員

| 生年月日 | 支給開始年齢 |
|---------------------|--------|
| 昭和30年4月2日～昭和34年4月1日 | 60歳 |
| 昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 | 61歳 |
| 昭和36年4月2日～昭和38年4月1日 | 62歳 |
| 昭和38年4月2日～昭和40年4月1日 | 63歳 |
| 昭和40年4月2日～昭和42年4月1日 | 64歳 |
| 昭和42年4月2日以後 | 65歳 |

ご請求にあたっての注意点

●在職中(民間企業含む)の方

- 年金の支給額と賃金との兼ね合いで支給停止となる場合があります。詳細は12月号をご覧ください。
- 年金の受給権発生日以降に、雇用保険による失業給付等を受給された場合は支給停止となります。詳細は1月号をご覧ください。



●繰り上げ請求をご希望の方(60歳以降)

請求書類を郵送いたしますので、共済組合にご連絡ください。なお、在職中(民間企業含む)の方は上記のとおり支給停止となる場合があります。

●公務員以外の厚生年金等の加入記録のある方

平成27年10月の被用者年金一元化により、共済組合と日本年金機構等においてワンストップサービスの実施が開始されました。共済組合にご提出いただくことで、共済組合から日本年金機構等に請求書を回付いたします。

※日本年金機構等にご提出された場合は、日本年金機構等から共済組合に請求書が回付されます。

●請求手続きの時効

法律により受給権が発生して5年と定められております。請求書のご提出をもって支給開始に向けた事務手続きを行いますので、お忘れなくご提出ください。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307